

# ニュースナビ

## 制定された「特別支援学校設置基準」と 過大・過密、教室不足の解消をめざした新たな運動

全日本教職員組合障害児教育部 村田信子 (むらた のぶこ)

### 制定された「設置基準」と制定された意義

9月24日、「特別支援学校設置基準」が「特別支援学校設置基準の公布等について（通知）」(以下、「通知」)とともに制定されました。「学校設置基準」とは、学校教育法第三条にもとづき、設置者が学校を設置する上で守らねばならない基準として、文部科学大臣が定める省令です。幼稚園(1956年制定)、小学校(2002年制定)、中学校(2002年制定)、高等学校(1948年制定)、大学(1956年制定)にはこの「設置基準」があるのに、特別支援学校だけにありませんでした。

その策定を求めた、10数年にわたる保護者、市民、教職員らの共同による地道でねばり強い運動があり、この間「特別支援学校の設置基準の策定を求める請願署名」は約10年間で57万4000筆を超える数を国会に提出してきました。毎年文科省要請をおこない、設置基準は設けないと言い続けた国についに策定させるまでの成果を生みました。この設置基準は学校を設置する上での「最低の基準」であり、今後、特別支援学校で学ぶ子どもたちの教育条件の改善を図っていく上での土台を築くことができたという大きな意義があります。

### 設置基準が定められたことで生まれた教育条件の前進面

施行日以降に設置される特別支援学校には、必要な教室が備えられ、ほとんどの学校において図書室が設置となります。校舎に備えるべき施設として自立活動室が規定されました。また、5月に公表された文科省案に対するパブリックコメントには1606件の意見の応募があり、その一部が反映され改善された点もあります。学級の編制については「小学部、中学部又は高等部にあつては、同学年の児童又は生徒で編制するものとする」「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする」とされ、これは今後のとりくみによっては大幅な教員定数改善につながり得るものです。養護教諭の配置については、「通知」に「可能な限り全ての特別支援学校に」置くことと記述されました。

### この設置基準の不十分な問題点

しかし制定された設置基準の全体を見ると、私たちが求める設置基準案とは大きくかけ離れたものでした。主な問題点としては、まず在籍児童・生徒数の上限が規定されませんでした。これでは過大校が容認されます。上限を150人程度と規定し、地域に根差した適正規模の学校

設置が求められます。教員は「1学級あたり1名以上」という基準でした。特別支援学校には、きめ細やかな配慮を要する子どもたちが数多くいます。1学級2名以上の教員配置が必要です。障害種ごとに必要な特別教室の種類や数がまったく明記されませんでした。具体的に設置基準に定めることで環境整備が進みます。

さらに既存校については適用が猶予された基準になっています。これでは既存校の教育条件の改善は図られません。「〇年までに基準を既存校に適用できるように設置者は整備を進める」と猶予年限を定めることこそ重要です。

### 設置基準がある時代をむかえた今後の課題

制定された設置基準は、学校で子どもたちと教育活動をする教職員の目から見ても、保護者の視点で見ても不十分な最低基準でしたが、忘れてはならないのは、既存校の教育環境はその最低基準すら満たしていないということです。今後は、設置基準があることを生かして既存校の校舎の面積基準未充足や図書室未設置等を明らかにし、速やかな整備を求めていきます。

1947年の学校教育法の施行により6・3制の義務教育が始まりましたが、障害の重い子どもたちの就学が保障されたのは30年余り遅れた1979年の養護学校の義務制実施でした。その義務化も大きな運動によって実現したものです。全国の特別支援学校で教室が足りなくなる事態が生じ始めたのは1990年代の半ばからです。「カーテン教室」や特別教室をつぶして転用した教室など、急場しのぎであるはずの対応が常態化し、20年以上にわたって教室不足問題は解消されずにきました。新設した特別支援学校のなかには、建設された時点ですでに教室をパーテーションで半分に間仕切りしている学校もあります。設置基準が「ない」ということは、どこまでも底なしに教育条件を悪化させ、子どもたちの教育権を侵害し続けるのだということを目の当たりにしてきた年月でした。特別支援学校には小学部1年生から高等部3年生ま

### 「特別支援学校設置基準」 主な制定項目(一部抜粋)

#### ◇総則(趣旨)

設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

#### ◇編制

学級は、幼稚部五人。小学部、中学部六人。高等部八人。(障害を二以上併せ有する場合は三人)以下とする。

教諭の数は、一学級当たり一人以上。

#### ◇施設及び設備(校舎に備えるべき施設)

教室(普通教室、特別教室等)、自立活動室、図書室、保健室、職員室

#### ◇附則(施行期日等)

現に存する特別支援学校については、当分の間、なお従前の例によることができる。

で12年間通う生徒が大勢いますが、在学中の12年間ずっと教室が足りない環境におかれたまま卒業していった子どもたちが全国に数知れずいます。学校建設運動にかかわった父母・保護者さんも全国にたくさんおられますが、1校建設するのに長い年月がかかるので、お子さんの在学中の設置が間に合わなかった事態もたくさん生じ、胸が痛みます。

2019年度の文科省「公立学校施設実態調査報告」では、全国の教室不足数は3162教室です。教室不足の解消と教育条件の改善を目的として「設置基準」は制定されました。基準の制定と表裏一体でなければならないのは財政保障です。これ以上教室不足状態を放置せず、過大・過密解消のため必要な学校建設を速やかに進めるため、新設校への国の補助率の大幅な引き上げなどの財政保障を求めていきます。

10数年かけて設置基準は制定されましたが、今後も一歩ずつ着実に教育条件を改善させる確かな運動にしていくためには、広範な人たちと手をつなぎ、ねがいや要求をまとめあげ、大きな声にしていくことが大事です。これからも障害児教育の前進のためにともに力を合わせていきましょう。